

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月31日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 6件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主発電機冷却監視制御盤において、盤内照明の不良(点灯しない)が認められたため、当該照明器具を点検補修。	対象外	
2	2号機	循環水配管電気防食装置点検において、電極(E42、E45)の不良(電流が流れない)が認められたため、当該電極を交換。	GⅢ	
3	2号機	屋外敷設電線管点検において、循環水ポンプ周辺エリア、取水設備エリア、復水器連続洗浄装置設置エリアなどに設置される電線管及び付属品において、発錆腐食が認められたため、対応検討。	GⅢ	
4	2号機	非常用ディーゼル発電設備(B)及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の計器点検記録において、点検校正時に使用した計測器の管理番号に誤記が認められたため、当該記録の誤記を訂正。	GⅡ	
5	2号機	制御棒駆動機構(34-19)において、当該駆動部温度高の警報発生(発生後まもなくリセットが2回)が認められたため、原因調査後対応検討。	GⅢ	
6	補助ボイラー	補助ボイラー(C)点検において、ミストセパレータ内部品(ペーンエレメント)の支持溶接部に外れが認められたため、当該支持部を補修。	GⅢ	